

平成 30 年改正卸売市場法の施行状況及び今後の方向性に関する意見交換会
議事要旨

令和 7 年 3 月 14 日（金）

※発言順

○（一社）日本花き生産協会 長谷川副会長

私は花の生産者出身。生まれは茨城県。50 年ほど花の生産に携わっている。本日は生産者の立場でものを申したい。この場には、利益追求という意味では、相反する立場の方もいるかもしれないが、提案ということでご容赦いただきたい。最初に市場について説明いただいたが、市場の機能として価格形成が非常に大事だと考えている。生産者は、自らが生産したものを市場に委託をして価格を決めてもらい販売してもらう。そういった構造の中で気になるのが、価格形成が適正に行われているかということ。昨今の物価高や人件費の高騰、また、2024 年問題、働き方改革によって物流コストも非常に高騰している中、花の業界では、価格転嫁が成立していないと実感している。現に、花の生産を行っていた者が、花の生産を辞める。あるいは、野菜に転作している者が増えている。「花の生産だけでは生計が成り立たない。」「自分たちの生産した花に対する評価が低い。」そういった意思の表れだと感じている。花はせり下げという形で時計ぜりが多い。価格を掲示して早く押すと早くせり落とせ、待っていると価格が下がるという仕組みであるが、このせり方法が価格形成とのミスマッチを生んでいると感じている。30 年前の高度成長期の値段と比べても、花の値段は安い。一方で生産コストは恐らく 1.25 倍に上がっており、所得は激減しているという現場の状況があると実感している。市場経営の収入減は手数料だと思うが、手数料率は品目によって異なり、花は約 10%支払っている。物流コストが販売価格の約 15%占めるため、販売価格の約 4 分の 1 が市場手数料と物流コストでなくなってしまう。このような中で、なぜ生産者だけが手数料を負担しなければならないのか。市場の機能を有することで、売買参加者も増え、機能の恩恵を市場側も受けていると考える。商品を買う方は手数料を払っていないと思うが、生産者だけが市場の経営に供していると感じている。外国を見ると、生産者も売買参加者も手数料を支払い、市場の経営に関わっていると聞く。手数料の負担を生産者だけが追うのは公平ではないと日頃から感じていた。

市場法の見直しは 5 年前もあったが、その際、どれだけ生産者の声が市場法

の改正に反映されたのか疑問。農産物があるからこそ、市場の機能や、商品を加工する者がいて、消費者に販売する小売が存在する。持続可能な生産があって始めて消費に繋がる。そういった中で、農家が持続可能な生産ができるということが一番の基本であって、その議論を脇に置いて、市場の機能性や効率性などの議論を進めるのではなく、まずは生産者が適正な所得を得られるという前提があり、その後に諸問題に関わっていく必要があると考える。農家不在の市場法見直しが行われたのではないかと日頃から感じていた。

私は、現在、花の集出荷施設の専門農協の理事長も務めている。約 20 年前から組合員はコンピューターで出荷先のコードを選び、出荷をしている。その中の十数社は、恐らく出荷情報をデータで送付しているが、仕切りを終え経費等を差し引いた後の精算情報が、ハガキや、FAX、メール等で送られてくる。年間数万件の仕切り情報を 2 名体制で毎日データ化している。今後は、作業の効率化のためにもデジタル化が必要な時に、市場や産地の全ての情報がオンライン上で情報交換できるようにならなければ、大変な労力を生み、ひいては消費者に届く生産物の価格が高騰することに繋がると感じる。行政側から、デジタル化の推進を徹底してやっていただきたいと考えている。先ほどの説明の中で、バーコードラベルの話もあったが、産地から市場のコンピューターにダイレクトに情報が入るので、物が無くても、情報をもとに仕分け作業等が可能になる。このようなことを早急にルール化していただき、どの分野でも発信先と受入先の情報の共有ができるハード・ソフト面での整備をしていただきたいと思っている。

せりは中央卸売市場だと週 3 回行われている。ただ、最近の働き方改革の動きから、トラックの運転手は働き手がおらず、土曜日曜に働くことは敬遠される。そういった状況の中で、土曜日曜に荷物を運ばなければならないせり日は物流が滞ってしまう。例えば、せり日を土日の輸送に絡まないような曜日設定にしてみよう。更に、週 3 回であったせりを週 2 回にし、一度のせりでの取扱量を増やすことによって、輸送コストが効率的になるため、せり日の見直しを市場側にやっていただきたい。物流の問題に耐えうる体制を整えていく必要があると考える。

○全国水産物卸組合連合会 山崎副会長

今回、市場法の 5 年見直しの機会で、我々も正副会長会のほか、豊洲の仲卸組合のせりを行っている業会の長を集めた会で意見交換を実施した。その中で出た意見も含めて話をさせていただきたい。5 年前を振り返ると、我々は何も

不都合を感じていなかったが、規制改革会議も含め、言われたから市場法改正を行ったという印象。第三者販売、直荷引き、商物一致の取引規制が緩和された中で、5年前までは中央卸売市場、地方卸売市場共に、なんでもありは無いよねという目に見えたルールや、紳士協定があった。ところが、この5年間でせり人試験が無くなり、各業者に、ここからここまでという役割の線引きがあったところが、紳士協定が崩れ、なんでもありという風潮がせり場でも肌感覚で感じているという声を多々いただいている。他にも、第三者販売はせりが終わってからやるべきだが、せりの前の夜中に第三者への販売を決めているほか、その取引の相場がうやむやにされている実態がある。このような取引の横行の背景として、罰則が無いことなどが考えられることから、今一度公正な取引の徹底を行政主導で行っていただきたい。こういった現場の話にはファクトが求められると思うが、我々も卸売業者と良い関係性で取引を行っていきたいと考えているため、誰から聞いた話というファクトを申し上げることは控えさせていただくが、中央市場も地方市場も、なんでもありの取引は無いよねということを今一度申し上げたい。

卸売市場法の話では無いが、水産流通適正化法についても、あわび、なまこ、まぐろの事案もそうだが、最近マグロの不正事案等、安心、安全、明朗といわれていた市場経由の魚にまで事件が起こっているのは、我々が一番信頼している集荷を行う側の気の緩みから来ている気がしてならない。全国の仲卸にも同様のことを言われたのでご報告をさせていただく。基本的には、中央・地方含めて市場流通は代金決済の役割等含めて非常に大事な価格形成の役割を担っている。法に基づいて定められた基本方針に、卸売市場の機能の十分な発揮のためには、集荷機能の卸と分荷機能の仲卸は重要というように明記をしていたのが一丁目一番地だと思っている。是非、共通ルール以外の定めは開設者の任意だから国は関係ないよというのではなく、国と開設者と一体となって、いい意味で我々を見張っていただく関係を続けていただきたいと考えている。

○（一社）全国青果卸売市場協会 月田会長

元々地方市場は中央市場に比べると市場法の規制が緩く、前回の卸売市場法の改正で大きい影響は無かった。前回は、卸売市場の必要性を明記いただき感謝している。卸売業者、仲卸業者共に基本的に商売、経営を行っているため、規制をかけすぎると、市場の機能や商売自体が衰退していくと考えている。30～40年前から卸売市場の取扱高が減少しているという事実がある。国内の人口

や卸売業者数の推移を考えると、場外の業者に顧客を取られていると思う。我々卸売業者の立場からは、場外に流通しているものをどのように場内に引っ張ってくるのかということが重要。そこに規制をかけすぎでは良くないと考えている。

価格形成の法案については、今後決まっていくなすべきことだが、どうなっていくのか。現在でも大規模なJAからは指値で価格を決められている。合理的な価格形成が指値とどう違うのか。合理的な価格を設定することによって、本来は高く売れるものが、安く売れてしまって良いのかなと考える。青果は昨今の異常気象の影響により、毎月の野菜の平均単価が過去最高を更新している状況。この状況が今だけなのか、今後も続くのか注視しているところ。今後も自然と価格が上がるのであれば、価格形成の取組は必要ないと考える。一方、市場にとって重要な課題であるが、これだけ青果の販売価格が上がっても、生産者の流出が止まっていない。お金が稼げて辞めているという現状について、更なる施策を講じていただきたいと考えている。今のところ、市場法改正において、地方市場においては、取引に関して大きな変化はないと感じている。

○全国青果物商業協同組合連合会 山田専務理事

現在会員は28団体。総論的な話になって恐縮だが、平成30年に改正された卸売市場法の以前の議論の中で、市場法は無くなっていいという声も漏れ聞こえてきたが、市場法が廃止されると、取引の制約が無くなるため、引き続き市場法を存続していただきたい。

過年度から青果の市場経由率が下がってきている。説明いただいた資料の中にとっても良い事例が紹介されていたので、事例の周知も含めて市場経由率を上げるような取組を国が全面的に行っていただきたい。

卸売市場で青果小売組合が実施している代払事業は、卸売業者等に対して3日目払いによる迅速な決済を行っている。現在、代払いシステムを構築するには、イニシャルコストが1,500万円ほどかかっている。また、ITベンダーから5年ごとにシステムの脆弱性として更新を求められ、これらには500万円ほどの経費を要する実態にある。傘下会員のうち3組合が共同で代払いシステム整備のため検討を行っており、システム整備の経費は、いわゆる「割り勘効果」が期待される。

卸売業者から提供される買受データは、組合に対してUSB、またはメール、一部の仲卸業者は紙で持ってきている状況にある。先ほどもデジタル化の話が出ていたが、「卸売市場に関する基本方針」の中で、決済に絡まなくても

良いが、デジタル化に対する国の考え方について示していただきたいと考えている。なお、御参考として紹介すると、今年、国の補助金を活用して代払いシステムの整備を行うこととしている。

○全国青果卸売協同組合連合会 西脇副会長

私自身は名古屋の北部市場の仲卸組合の理事長をしている。前回の市場法の改正の際、どんなに市場経由率が減っても、卸・仲卸の数や売上が減っても卸売市場は絶対に必要だと訴えてきた。今回、法律の検討という場を開催していただき感謝している。各種統計数値の下落をきっかけに、だんだん規則を緩めていくのは危険だと感じている。卸売市場は生産者へ早く還元するため、一か月以内に支払いを行う代金決済システムが存在している。仲卸も3～5日というサイクルで支払いを行っている。荷受も10日前後でJAや出荷組合に支払っている。農家の手取りには、月1回の支払いがあると思う。

仲卸から先の納めの弁当屋やスーパーなどは、10日閉め翌月払い等長いサイクルの代金決済となっている。そういった入金タイミングが遅いところに納めれば納めるほど、生産者への入金が遅くなっていく。全ての生鮮食品について、支払いサイトは短くしてほしい。後日代金を支払うなら、本来は利息を払うべき。今は逆に早く支払って欲しいなら利息を払えと言ってくるような小売りもある。

受託拒否の禁止については、荷受も大変だと思うが、生産者自身がネットで高く売ろうとしても難しく、自分で全部売れない部分については、市場が受け皿になる必要がある。市場がある限り、生産者は安心して生産ができると考える。市場は絶対に存続させ、受託拒否の禁止は守りながら、適正価格を守るべき。最近はキャベツが高騰しているが、この値段が普通といろんな人に伝えている。

卸の第三者販売が可能となった。コミュニケーションを仲卸とちゃんと取れば良いが、当市場の卸は、袋詰めは、うちの卸を通していけば安くてもいい、他の荷受の荷物が黒字であれば、市場外取引は安くても良いなどの考えはいけない。それぞれの部署で独立財政でないと赤字経営となってしまう。スーパーから、ポップの作成も頼まれたら、その人件費がコストに乗ってくことを理解してもらわなきゃいけない。そういった原価の計算を卸が理解して商売しなければならない。第三者販売は禁止して、直荷引きだけは認めるというのは虫が良い話だが、取扱は気を付けなければ市場の機能は崩壊すると考える。

○（一社）全国水産卸協会 大石常務理事

市場法の改正から5年経ち、それぞれの市場が活性化の動きを進めている。先ほど説明にもあったが、全国の中央市場の7割以上で取引ルールの弾力化が図られ、様々な市場が効率的な物流に適した施設整備を実施している。一方で、まだ3割弱がそのままであるということ。当団体としては、生鮮流通がこれだけ広域化する中で、可能な限りルールや市場設備の平準化を図っていただきたいと考えている。4月からは新物流効率化法の努力義務も課される。豊洲では24時間受入体制でほとんど荷待ちは無い状況。このような状況を可能とするルールや施設整備が平準化されるように国からも促してほしい。

説明資料11頁の事例について、手数料引き下げを行っている市場名の記載があるが、あくまで個別の企業ごとにやっており、市場毎にやっているわけではないので、記載方法を工夫して欲しい。

○（一社）全国中央市場青果卸売協会 出田専務理事

前回の市場法の改正について、特に問題意識があるような会員はいないと認識している。現在は、市場毎にルール設定が可能な建付けとなっているので、問題があるとすれば、その市場のルールに問題があるのではないかと。法律レベルで議論する話では無いのではと考えている。

今後、価格形成法案の関係で、市場法が改正されて、指定品目についてコスト指標が示されて取引を進められることになる。今までは産地から強い価格要請がある一方、販売価格は需給で決まる。その差額を卸売業者が負担させられる状況にあった。今後、指定品目については、大臣が認定した団体が作成したコスト指標をもとに価格要請をされるということになると、より一層産地からの価格要請が強くなるのではないかと懸念している。改正後の市場法の運用については、こういった懸念が生じないように適正に運用していただきたいと考えている。

手数料の問題について、先ほど説明いただいた資料の中で、青果の人件費が減っているデータになっているが、あくまで総額であることにご留意いただきたい。例えばR4年度は横浜の卸売業者が廃業に追い込まれていたため、その分データが抜け落ちてしまっている可能性がある。現状として、それぞれのコストは高騰している中で、特に手数料については、産地から出荷していただくために35年間固定している。他方、売り上げの1.7%もの出荷奨励金を産地に対して払っている。この出荷奨励金の扱いについて、物流関係等様々な負担を求められる中で見直しが必要と考えている。

○（一社）日本養豚協会 鋤柄専務理事

冒頭長谷川副会長から指摘があった価格転嫁、手数料負担及び市場効率化の意見に同意する。価格転嫁について、お金が稼げて辞めていく生産者がいるという話もあったが、豚の生産費統計でも連続して赤字経営が続いている。多くの市場があるが、全ての市場が等しく維持・強化できるようにしていただきたい。

○全国農業協同組合連合会 山根審査役

手数料の見直しの関係で、全農では、青果・花き市場とエネルギーコストの見直しを実施しているところ。その中で、条例の中で手数料が決まっているところもあり、多くのところは引き上げたいが躊躇しているとの印象がある。一部市場では産地と協議している実態もある。

様々な市場を巡回する中で、人手不足が課題となっている。時給を上げてもらってもなかなか人材が集まらないという実態があり、どうしたら良いのかという話をよく聞く。また、取扱量の少ない市場は経営状況が危ういと聞く。そういった市場については、合併も含めてコストの削減を提案していきたいと考えている。

市場の老朽化に関して、耐震強度が課題と聞いており、市や県に相談をしても、優先順位の問題で予算が付かないとのこと。市場整備についても、近代化等の促進を進めていただきたい。

○（一社）日本花き卸売市場協会 福永会長

価格については、需要と供給のバランスで競売が主として花き市場でも行われてきた。せり前の相対取引、大口取引先との予約相対取引等、必ずしも競売・入札に頼らない取引を進めている。方法としても、前倒しに取引ができるように産地側の状況入手し、広範囲に公正に取引が行えるよう、インターネットの取引システムを使用して需要と供給のマッチングを行っている。このようなシステムの開発、導入には資金が必要となる。また、市場毎にシステムが異なると、産地側も市場側も困るため、統一システム化を花き市場では進めているところ。この取組を進めるに当たって、市場毎に異なるルールによって、システムの標準化が進まないという実態もあると聞くので、効率性、標準化を促進するにあたって、規制を見直していただきたい。

消費の形態は業態によって異なるため、花きを13業態に分類し、企画・価

格・入荷希望日などの情報を収集している。現在は、15 市場分のデータを毎日集積し、分析・可視化を行うことで、販売計画や生産計画に組み込み、より無駄のないサプライチェーンの構造に取り組んでいる。取引データが事前に明らかになれば、効率的な物流にもつながると考えている。本日の説明内容は、我々の取組と方向性が一致しており、今後さらに尽力していきたいと感じた。

○全国漁業協同組合連合会 藤田漁政部部長代理

市場法の改正の議論をするに当たって、団体として、「卸売人の自己買参権の取得」、「産地市場における市場等統合等、流通改革への支援」、「受託拒否の禁止規定の維持」の3つのテーマを掲げた。卸売市場での自己買参権の取得は、組合等が自身で買参権を取得することで、生産者の所得向上を目標としている。2017 年では、178 の組合が何らかの形で買参権を取得していたが、その後団体としてテーマを掲げ、現在は、208 の組合で買参権を取得している状況。

産地市場について、市場の老朽化や市場運営に何かとコストがかかることから、産地市場の統合も進めているところ。こちらについても支援をお願いしたい。

受託拒否の禁止の規定があることによって、生産者、漁業者も安心して生産が可能となるため、引き続きこの規定は残していただきたいと考えている。

○全国中央卸売市場協会 織田事務局長

市場の開設者である 39 都市の会員に対し意見照会を実施していない状況であるため、この場での発言は特にない。

○全国第3セクター市場連絡協議会 鈴木副部長（川越総合卸売市場（株））

常日頃より、市場運営に際し統計情報を参考にさせていただいている。卸売市場の取扱金額及び市場経由率に関して、直荷引きの数値は反映されているのか、反映されていないのか、合わせて今後の取扱いについてもご教示いただきたい。

○全国青果卸売協同組合連合会 関東地区協議会稲垣理事

商物分離について、新型コロナの影響により、青果物等のインターネット販売が急速に普及した。そこで、長年商物一致の原則があったが、原点回帰が必要と考える。物がどこに誰に行きついたのかという決済情報にまつわるものと、物流を一致させないと公平に違反する可能性があるということで商物一致の原則は守られてきたと理解している。2015 年から部分的に緩和されてきた。

その時代的背景は、物流コストの問題もあったと思う。今までは性善説的に守られていたが、インターネット販売の激化により、商流すら卸売業者・仲卸業者が把握できない取引形態が生まれつつある。具体的には、初期発注者が、エンドユーザーに商品を送って欲しいという情報をインターネット上で大手スーパーに注文する。大手スーパーはその情報を生産者側に直接送り、この時点で市場に全く情報が来ない。青果特有の「商品が送られてきたが腐っていた」等の送り主に言えないクレームが産地に直接届くことにより、産地はこのようなやり取りを全て終えてから、初めて市場に請求を行う。つまり、市場は請求が来てから始めて把握するという取引が存在する。このような状態は、商物分離を許したことによる取引の拡大解釈なのではないかと考える。公平性を維持し、日々延滞なく取引状況を把握する責務を今後強調、もしくはガイドライン等が必要ではないかと考える。